

公益財団法人 滋賀県国際協会
第2期中期計画

2016年6月

【目次】

第1章 はじめに

- 1 策定の背景 1
- 2 計画期間 4
- 3 現状と課題 4

第2章 協会の運営方針

- 1 協会理念 6
- 2 協会の強み 6

第3章 事業計画

- 1 テーマ 7
- 2 事業展開の方向 8
- 3 事業計画 9
- 4 協会の基盤整備 15

<用語解説> 17

<別表> 18

<資料> 19

公益財団法人滋賀県国際協会 第2期中期計画

第1章 はじめに

1 策定の背景

<協会活動の経緯>

公益財団法人滋賀県国際協会は、財団法人滋賀県国際友好親善協会として、1979年（昭和54年）に滋賀県および民間の出資により設立され、2011年度（平成23年度）の公益財団法人への移行を経て、県内の国際活動推進の中核的組織として、国際交流や国際協力、多文化共生の地域づくりに関する様々な事業に継続的に取り組んできている。

<協会を取り巻く社会状況>

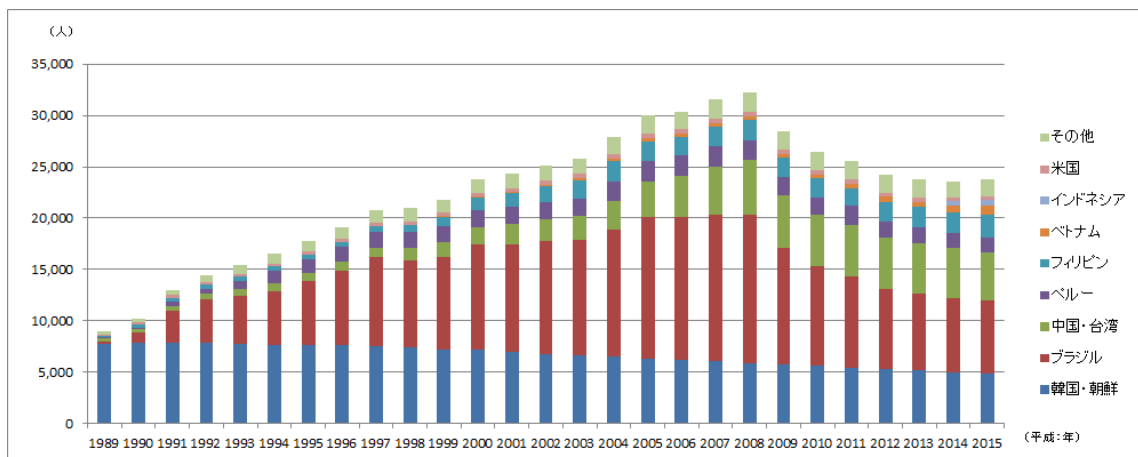
ICT（情報通信技術）の著しい進歩や経済のグローバル化^{*1}の進展等により、ヒト、モノ、カネ、情報が地球規模で往来し、国際社会での出来事が私たちの日常生活にまで大きな影響を及ぼすようになって既に久しくなっている。

今日、身近な地域社会においては、海外留学や海外駐在の経験を持つ人も決して珍しくなく、外国人との交流の機会も多くなっている。

日本において、今日のように外国人住民が多くなった契機は、1990年（平成2年）の「出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）」が改正施行され、南米地域などからの外国人が就業を目的に来日したことによるが、その後も年々その数は増加した。本県においてはピーク時の2008年（平成20年）には**外国人登録者数^{*2}**が32,000人を超えるまでに達した。

しかし、その後、同年秋からの世界的な不況の影響により多くの外国人が帰国するなどして激減し、2015年（平成27年）12月末現在の本県の外国人人口^{*3}は23,833人となっている。ただし、外国人人口比率については全国平均より高く、特に4市1町においては2%を超えている（2015年（平成27年）12月現在）など、依然多くの外国人住民が暮らしている。

図1 滋賀県の国籍別外国人人口の推移



(出展) 2015年12月末滋賀県観光交流局国際室調査

(注) 2011年までは外国人登録者数、2012年からは住民基本台帳記載人口

表1 外国人人口比率が2%以上の滋賀県の市町

市町名	外国人人口(人)	総人口(人)	外国人比率(%)	備考(上位3国籍)					
1 湖南市	2,225	54,837	4.06	ブラジル	1,035人	ペルー	356人	韓国・朝鮮	316人
2 愛荘町	700	21,215	3.30	ブラジル	406人	フィリピン	87人	中国・台湾	75人
3 甲賀市	2,642	92,195	2.87	ブラジル	1,073人	中国・台湾	399人	フィリピン	333人
4 長浜市	2,971	120,995	2.46	ブラジル	1,572人	中国・台湾	457人	ペルー	225人
5 東近江市	2,618	115,304	2.27	ブラジル	1,253人	中国・台湾	385人	フィリピン	303人
滋賀県	23,833	1,419,802	1.68	ブラジル	7,173人	韓国・朝鮮	4,802人	中国・台湾	4,661人

(出展) 2015年12月末滋賀県観光交流局国際室調査

そのような中、最近は、**技能実習生**^{※4}の受け入れの普及等によりフィリピンやベトナムをはじめとするアジア各国からの流入が増えており、出身国籍が88か国1地域に及ぶなど多様化が進んでいる。

また、滋賀県の在留資格別外国人人口の推移を見ると、**永住者**^{※5}の割合が高くなっており、将来にわたり日本において生活する意志を持った生活者としての外国人が増加する傾向にある。

表2 滋賀県在留資格別外国人人口および構成比の推移

		総数	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習・研修・特定活動	留学・就学	就労関係の在留資格など
H15年(2003)	人	25,310	2,021	8,219	5,087	60	6,225	1,213	507	1,978
	%	100	8.0	32.5	20.1	0.2	24.6	4.8	2.0	7.8
H20年(2008)	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
	%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25年(2013)	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
	%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1

(出典) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

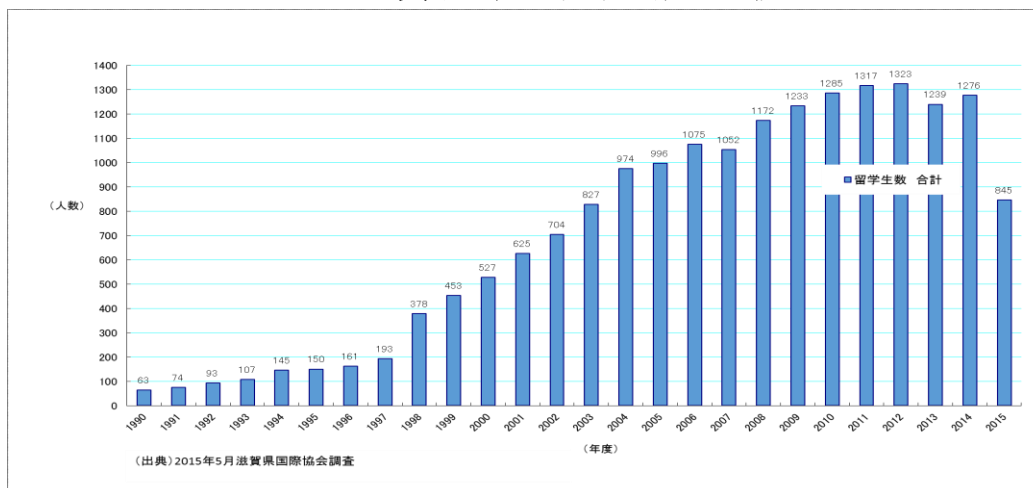
(注1) 各年12月末現在

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

(注3) 住民基本台帳法の改正および外国人登録制度の廃止により、平成23年以前は外国人登録者数。

その一方で、県内の大学や短期大学への外国人留学生は、2015年度の一部大学の学部の県外移転などにより一時的に減少しているものの、趨勢としては増加する傾向にある。

図2 滋賀県外国人留学生数の推移



さらに『日本再興戦略』改訂2015で重点的な取組とされているアジア地域からの優秀な人材の受入促進や、留学生などの増加が今後予想されており、外国人住民の多様化、滞在期間の長期化、定住化が一層進むものと思われる。

＜協会経営を取り巻く環境＞

県内の市町村においては、2000年（平成12年）の地方分権一括法の施行により市町村合併が進行し、以前の50市町村から現在では19市町となった。これに伴い、市町国際交流協会も合併などにより現在15団体へ減少するとともに、その組織・機能の拡大が図られたところである。そうした中で、当協会は、市町国際交流協会との役割分担を図りつつ、コーディネーターとして支援や滋賀県国際交流推進協議会の運営、その他様々な事業等を通じての連携強化を図ってきた。

また、県においては、2015年（平成27年）に「滋賀県基本構想」が策定され、「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀～みんなで作ろう！新しい豊かさ～」が基本理念とされた。これに併せて、同年に「滋賀県多文化共生推進プラン」が改定され、滋賀県における多文化共生の社会づくりを進めるための指針があらためて設定されたところであり、当協会としては、これらの指針を踏まえ、県と連携して事業を進めることが求められる。

さらに、県は、2009年（平成21年）に外郭団体の組織や経営のあり方に関す

る「外郭団体見直し計画」を策定し、これに基づき、外郭団体の廃止や統合、新公益法人制度への移行、県の支援の縮小等が進められてきた。そして、その成果を踏まえ、2015年（平成27年）には「滋賀県行政経営方針」及び「実施計画」を策定し、出資法人の運営において効率性、柔軟性、専門性等が一層発揮されるよう、法人の自立性の向上に重点を置いた関与を行うこととしている。

<策定にあたって>

当協会としては、2011年（平成23年）4月に『公益財団法人滋賀県国際協会 中期計画』を策定し、事業を総合的・計画的に推進してきたが、2015年度（平成27年度）をもって5年間の計画期間が終了する。

昨今の経済・社会情勢等の変化を踏まえ、また2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、これまで以上に県内を訪れる外国人旅行者等も飛躍的に増えることが予想される中、今後、こうした外国人旅行者等へのアメニティを高めることも求められるが、そのためには、とりもなおさず、地域に暮らす外国人住民にとって豊かで安全で安心なユニバーサルデザイン^{※6}の観点に立った地域づくりを進めることが重要となっている。

こうした中、協会を取り巻く社会状況や経営環境、県民ニーズの変化を踏まえ、「滋賀県基本構想」や「滋賀県多文化共生推進プラン」との整合性を図りつつ地域国際化協会としてより適切な役割を果たすことができるように、改めて自らの使命と展望を明確にし、協会基盤の充実と業務の効率化を図り、事業を総合的・計画的に推進するため、このたび、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、『公益財団法人滋賀県国際協会 第2期中期計画』を策定する。

2 計画期間

計画期間は、2016年度（平成28年度）から2020年度（平成32年度）までの5年間とする。

3 現状と課題

<国際感覚に優れたひとづくり>

今後ますます世界のグローバル化、ボーダレス化が進展する中であって、私たち一人ひとりが国際社会の一員としての自覚や国際社会との連帯意識を持つこと、また多様な人々と共に生きていくことを受け入れる姿勢が引き続き重要である。

特に、次代を担う子どもたちを国際的に活躍できる**グローバル人材**^{*7}として育成するためには、豊かな語学力や世界情勢などの知識を身に付けることに加え、主体性・積極性を備えたコミュニケーション能力、異文化を理解し受容する力、そして国籍や民族に拘らず世界中の人々と課題解決に向けて協力する能力等を養うことがさらに重要となっている。

<多文化共生の地域づくり>

県内には、従来から生活する在日の韓国・朝鮮の人々のほか、1990年（平成2年）の入管法の改正を契機として急増した南米地域出身者をはじめ、国際結婚、留学や研修など様々な形で外国人住民が暮らしている。そのような中で、いわゆる生活者としての外国人が近年増えている。

本県は、既に**超高齢社会**^{*8}に突入するとともに、2015年（平成27年）前後の約142万人をピークに、人口減少局面に入ると推測されている。

社会の活力を維持するためにも、外国人住民が地域で活躍することを期待するところであり、外国人を含めた全ての人が最大限に能力を発揮できるよう多文化共生の推進の必要性は一層増している。

こうした中で、外国人住民、特に子どもたちのために、心が通じるコミュニケーション支援や生活していく上で必要な医療や保健、福祉等の情報提供などによる安心して暮らせる環境づくり、地域社会の構成員として共に生活していくための学習環境の充実、学習機会の創出はますます重要となってくる。

また、災害時の対応については、これまで外国人住民に対しては「**自助**^{*9}」の視点にたった啓発が中心であったが、昨今の大規模化する災害発生の状況を踏まえ、今後は、地域防災の「**共助**^{*10}」の担い手という視点も加えて、啓発や地域防災活動を行なうことが求められている。

多文化共生の地域づくりは、単に外国人住民のためだけでなく、「異なる生活習慣や文化・価値観を持った多様な人が集まることで、新しい出会いや発見、変革、創造などを生み出し地域の活性化につながること」、「地域住民の異文化理解力の向上や豊かな国際感覚を身につけた若い世代の育成につながること」、「すべての人が暮らしやすくするためのユニバーサルデザインの地域づくりやNPOなどの市民活動団体と行政の協働による地域づくりにつながること」、「外国人を含めたすべての県民の人権尊重、人権意識の高揚につながること」などを多くの県民に理解してもらうことが重要である。

＜ボランティア、市民活動団体との協働＞

国際交流等の担い手であるボランティアや市民活動団体に対しては、1998年（平成10年）に、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）が施行され、社会貢献活動に対する支援体制が整備されてきた。また、2010年11月には社会的責任に関する国際規格（ISO26000）が発行され、組織や企業の中で社会的責任の実施・社会貢献活動をすすめていくことがますます活発になっている。

本県は全国でも有数のボランティア登録者数の多さを誇り、今後もその活動が地域社会における国際交流の推進に貢献することが期待されている。

現在、滋賀県内で活動する国際交流関係団体は滋賀県国際交流推進協議会加入の67団体の他、様々なグループや団体が存在する。また、語学力や特技等を活かしつつ自身のやりがいを求め、地域や社会へ貢献することに関心の高いボランティア登録者数は増加している。

こうしたことから、県民、市民活動団体、企業、行政等がそれぞれの特性を活かし、得意分野で積極的に取組を行うとともに様々な主体との協働という視点を持って事業にあたることが重要である。

一方で、ボランティアが望む活動〔主に外国人との交流など〕と、ボランティアを求める側のニーズ〔高い専門性が求められる通訳・翻訳や持続性が求められる活動など〕が、必ずしも合致していない現状がある。より多くの人達がボランティアとして活躍してもらうためにニーズの高い分野への関心を高めてもらう働きかけや情報提供を行うことも必要になっている。

第2章 協会の運営方針

1 協会理念

「広く人々と文化の違いを知り、世界とのつながりを感じ、地域で行動できる人が、滋賀県に大勢となること」を意識し、国際交流を積極的に推進し、県民の国際理解を深め、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた魅力ある地域づくりに貢献する。

2 協会の強み

当協会は設立以来、滋賀県の国際交流、国際協力、多文化共生の分野で様々な事業を実施してきた。例えば、**外国にルーツをもつ子どもたち**^{*11}に対する進路支援、オリジナルの国際教育教材の開発、8言語による地域情報の提供

等は、ユニークな事業として各方面から注目され、他府県等からの問い合わせ等も少なくない。当協会には、こうした各種の取組などを通じて培われた以下のような強みがある。

(1) 「情報力」

2015 年度に対応した国際交流や国際協力、多文化共生等に関する相談は約 300 件、外国人相談窓口への相談は約 1,000 件に及ぶ。こうした相談等を通じて得られた現場のニーズ、また、県内の国際活動の中核的組織として得られた行政の施策に関する情報、他府県の国際施策に関する情報など幅広い情報を所有している。

(2) 「協働力・ネットワーク力」

長年にわたり、共通の目的を持つ県、市町、市民活動団体等と常に協力して様々な活動を行ってきたことにより、それぞれの得意分野を活かした事業実施のノウハウを持っている。

また、これまでの活動実績により、県内外の個人や団体と、職員個人だけではなく、協会の組織としてのつながりや信頼関係が構築され、助言やコーディネーター等の支援を求められることも多く、幅広いネットワークが構築されており、様々な方面からの要請に応じて各種相談対応・アドバイスおよび講師派遣を行っている。

(3) 「専門性」

当協会は行政や関係団体をつなぐコーディネーターとして長年の経験に基づく専門性を持つだけでなく、長年継続して取り組んできた外国人相談業務や国際教育、多文化共生の分野に関して、個々の職員が専門知識を有するとともに、これらを統合することにより、組織として課題解決に向けた企画力や実践力を有している。

第 3 章 事業計画

1 テーマ

「次世代のひとづくり～活力に満ちた地域社会づくりを目指して」

優れた国際感覚を持ち、世界で、あるいは地域で活躍できる次世代の人材育成を支援していくとともに、外国にルーツをもつ子どもたちを含め、誰もが安心して、生き生きと暮らし活躍できる地域づくりに取り組むことにより、豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。

2 事業展開の方向

(1) 情報収集・発信の強化

国際交流・国際協力、多文化共生の動きや地域の市民活動団体や人材の情報を収集し、整理・分析し、提供していく。姉妹友好州省を中心にこれまで培ってきた人とのつながりを活かしながら海外の情報を収集するとともに、他府県の地域国際化協会との連携により、先駆的な取り組み事例などの情報を入手し、県内団体等に提供する一方、県内を中心に活動する団体や人材の情報を幅広く収集し、ニーズに応じて迅速に提供する。

あわせて、国際交流・国際協力等に取り組む個人や様々な団体が集い、特定の課題について情報交換し、協議、討論する場を設ける。

また、調査研究機能を持つ機関として、地域社会、国際社会における様々なニーズや問題点の把握とこれに基づくリーディング事業の実施等により、課題解決に向けた方策の提示を行い、国際交流・国際協力や多文化共生活動の一層の活性化を図る。

(2) サポート機能の強化

国際交流・国際協力、多文化共生の担い手となる県民や市民活動団体等を支援する。特に、市町国際交流協会の果たす役割が重要となることから、その運営に対する支援に努める。

また、外国人住民の増加に伴い、地域の多文化共生社会づくりが重要な課題となっていることから、日本語教室の活動をはじめ外国人住民の生活を支援する様々なボランティアや市民活動団体の活動を育成、支援する。

さらに、今後多様化する外国人住民の動向を踏まえながら、その支援策・対応のあり方について検討を行う。

(3) パイプ（橋渡し）機能、コーディネート（調整）機能の強化

当協会は、行政と民間の中間的組織という特性を持っていることから、両者をつなぐパイプ（橋渡し）機能を発揮し、行政情報を県民や市民活動団体に提供するとともに、県民や市民活動団体の意見や要望を行政に伝える役割を一層強化する。また、外国人住民の社会参加を促進するために、相談窓口や調査等を通じて得られる外国人住民への支援策の現状や課題を積極的に行政機関に伝える役割も強化する。

さらに、県民、市民活動団体、企業、経済関係団体、行政等とのネットワーク化を図り、共に取組を進めるためのコーディネート（調整）機能を発揮

しながら、多文化共生の地域づくりや外国人住民の自立のための支援、国際理解のための取組を効果的に推進する。

3 事業計画

(1) 国際感覚に優れたひとづくり

国際教育研究会 Glocal net Shiga のメンバーや JICA 関係者、外国人住民、教育委員会等とも連携し、学校教育をはじめとする様々な学習機会をとらえ、さらなる国際教育の普及を図る。中でも、平和、人権、環境、開発、食料などの地球規模的課題について、身近なところから世界とのつながりを感じられるようになるために参加型学習の推進・普及に継続して取り組む。

あわせて、県内在住の海外滞在経験者や外国人等の人材をさらに発掘し、そうした方々が持つ情報を蓄積、整理し、その経験や知識を協会の様々な事業に活用する。

また、当協会は本県とミシガン州との姉妹提携 20 周年を記念して 1989 年に設立されたミシガン州立大学連合日本センター（通称：JCMU）に彦根事務所を構え、当該センターの有効活用や気軽にできる国際交流・異文化体験等の場として地域に提供してきた。今後もより広く多くの県民に国際社会に関心を持ってもらえるよう取組を行っていく。

【重点的に推進する施策】

◎学校現場での国際教育への支援

学校における総合学習などへの講師の派遣や出前講座、教材貸出を、関係者との協働によりさらに積極的に進め、多くの子どもたちが国際感覚を身に付けられるよう支援する。また、学校現場で自ら実践できる教員が増えるよう、教育委員会等と連携して研修会等への講師派遣を行う。

〔目標〕

- ・県内の小中学校、高等学校、特別支援学校 412 校の児童生徒、教員に対して国際教育支援を行う。

指標	2015 年度	2020 年度
これまでに国際教育支援を行った県内学校数 (学校数比率)	192 校 (46.6%)	206 校 (50%)

◎ミシガン州立大学連合日本センターを活用した地域交流

滋賀県とミシガン州および日米両国の友好関係を深め、相互理解と認識を深めるため、広く地域に開かれた国際教育交流の拠点として、地域交流を推進する。

〔目標〕

ミシガン州立大学連合日本センターを活用した地域交流事業を行う。

指標	2015年度	2020年度
地域交流事業への参加人数	1,210人	1,350人

【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

ア 国際教育啓発事業

	事業名	備考
◎	(ア) 学校現場での国際教育普及事業	出前講座、講師派遣、教材貸出、相談対応
	(イ) 国際教育研究会／Glocal net Shiga の運営	教育手法等の調査研究、教材開発、講師派遣
	(ウ) 国際教育担い手育成事業	ファシリテーター養成講座等

イ 国際交流推進事業

	事業名	備考
	(ア) 裾野を広げる国際交流事業	「子ども多文化体験プログラム」「ぐろーかるカフェ」など、国際関係の活動に関心を持つ県民の裾野を広げる。
	(イ) ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営	県委託事業
◎	(ウ) ミシガン州立大学連合日本センターを活用した地域交流	子どもたちの体験学習への協力、地域住民の交流機会提供、英語による公開講座など
	(エ) 交流団等の派遣・受入	県との共催（ミシガン州）
	(オ) 友好諸国との交流	県委託（姉妹友好州省等）

ウ 国際協力促進事業

	事業名	備考
	(ア) 海外技術研修員の受入	県委託（湖南省、中南米）

(2) 多文化共生の地域づくり

外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政や関係機関等と連携

して、相談窓口での外国人支援のほか、外国人住民支援や多文化共生に関する相談や情報提供に努める。

特に、生活者として外国人住民が増加する中で進路や職種・職業等に関する情報が乏しくなりがちな外国にルーツを持つ子どもたちが、自身の将来に幅広いビジョンを持ちその可能性を伸ばして、将来、自立して生活等ができるよう、進路や職業選択のための情報提供に取り組む。

また、外国人住民に対する災害時の対応として、防災知識の普及等だけでなく地域防災の担い手としての啓発も行っていく。

外国人学生への奨学金の給付については、給付のための原資の確保に努めるとともに、県内の外国人学生の状況の変化に対応して制度の変更・見直しを検討する。

【重点的に推進する施策】

◎外国人（特に子どもたち）の自立と社会参画のための教育支援

県や市町の教育委員会、学習支援に取り組む市民活動団体等と連携しながら、外国にルーツを持つ子どもやその保護者を対象に多言語での進路ガイダンスを開催する等、進路情報の提供に努めるとともに、高校や大学卒業後の将来について幅広いビジョンを持てるよう進路選択のサポートを引き続き実施する。

さらに、日本語指導や多言語の学習補助教材等の学習支援に関する教材や情報等を関係者に広く周知するとともに、関係者のネットワークによるノウハウや情報の共有を図る。

また、こうした子どもたちの現状について地域住民や企業関係者等へ理解を促すために、啓発活動や直接出会う機会を設けること等にさらに取り組むことで、外国にルーツを持つ子どもたちが公正に評価され、社会の担い手として受け入れられる社会づくりを目指す。

〔目標〕

- ・より多くの外国にルーツを持つ子どもたちが、当協会が実施する進路支援に関する事業に参加できるよう参加学校数を増加させる。

指標	2015年度	2020年度
進路支援に関する事業参加学校数	16校	25校

◎防災から広げる共生のまちづくり

東日本大震災での避難や避難所での生活などの経験から、平時から外国人住民が地域と接点を持ち、顔の見える関係を築いておくことが大切であると認識されている。

そのために、外国人住民を「災害時要配慮者」として単に支援する対象と捉えるのではなく、外国人住民が地域の防災活動に参加し、地域の一員として地域防災の担い手となっていくための取組を積極的に支援する。そして、こうした防災活動を契機として、様々な分野で共生のまちづくりのための相互交流が拡大していくことを促進していく。

[目標]

- ・関係者への多言語資料の提供や講師派遣等により、地域で開催される防災活動事業における外国人住民の参加の拡大を図る。

指標	2015 年度	2020 年度
外国人住民が参加する防災活動の件数 (当協会が開催に関わったもの)	1 件	5 件

【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

ア 外国人住民支援

	事業名	備考
	(ア) 外国人相談窓口の設置	外国人相談窓口、市町相談員への研修及び情報交換 (2015 年 (平成 27 年度) からフィリピン語の窓口を増設)
	(イ) 外国人向け情報紙「みみタロウ」の発行	8 言語による情報紙の発行 (2015 年度からフィリピン語版増)
◎	(ウ) 外国人 (特に子どもたち) の自立と社会参画のための教育支援	進路支援事業、関係者のネットワーク構築等
△	(エ) 外国人住民の生活状況等調査	必要に応じ実施
	(オ) 外国人学生への奨学金の給付	留学生・外国籍学生
	(カ) 災害時の外国人支援	災害時外国人サポータ登録制度・研修、近畿地域国際化連絡協議会災害支援協定に関する研究会や研修等、消防学校・消防署員対象研修の実施

イ 多文化共生によるまちづくり事業

◎	(ア) 防災から広げる共生のまちづくり	多言語非常持出袋の貸出、講師派遣等
	(イ) 多文化共生に関する事業支援及びコーディネート	日本語教育支援、多言語情報提供及び資料の貸出、相談対応、講師派遣

(3) ボランティア、市民活動団体の活動促進

協会のボランティア登録者の増加と活動機会の充実を図るため、関係機関との連携と情報収集に努め、積極的にボランティアへの情報提供を図る。

また、市民活動団体等の活動を促進するため、団体間のネットワークづくりや関係者への研修機会の提供に取り組んでいく。

【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

ア ボランティア活動促進事業

	事業名	備考
	(ア) ボランティアの登録・紹介	
	(イ) ボランティア E メール情報発信	

イ 市民活動団体等活動促進事業

	事業名	備考
	(ア) 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援	
	(イ) 国際交流推進セミナーの開催	

ウ JICAとの連携

	事業名	備考
	(ア) JICA国際協力推進員の活動との連携	国際協力に関する情報発信・相談対応等

(4) 情報収集・提供による環境づくり

情報発信については、国際分野における専門性の高い内容や多言語情報を中心に、情報誌、ホームページ・SNS等により身近で親しみやすい形で努めていく一方で、外国人住民や外国人観光客が安心して生活や滞在ができるよう、医療、保健、福祉等に関する多言語での情報提供を図っていく。

情報の収集は、日本語教材や国際教育教材、多言語資料等を中心に行う。

また、国際情報サロンを国際団体が利用しやすい環境づくり・機会提供を進めていく。

【重点的に推進する施策】

◎ホームページ、国際情報サロン等を活用した情報発信の強化

県民の方々がホームページを閲覧するよう、関心の高いテーマやニュースを重点的にアクセスしやすい形で提供する。また、その他ネット媒体を有効に活用した情報提供の促進に努める。

国際情報サロンについては、市民活動団体、ボランティア団体に積極的に活動の場として貸出を行うほか、学校や勉強会の訪問受入等、より多くの県民が訪れる拠点として整備する。

[目標]

- ・ホームページアクセス数

指標	2015年度	2020年度
ホームページアクセス数（年間）	33,822件	40,000件

- ・国際情報サロンの利用団体数

指標	2015年度	2020年度
国際情報サロンの利用件数（年間）	67件	70件

【事業計画】

(☆＝新規事業 ◎＝重点・拡充事業 △＝縮小事業)

ア 情報収集・提供事業

	事業名	備考
	(ア) 国際交流・協力情報誌「SIA」の発行	ホームページとの連携、活動団体・人物などのデータベース化
	(イ) メールマガジンの配信	メールマガジンの発行
◎	(ウ) ホームページ等運用	Facebook、ホームページ、メールマガジン等
◎	(エ) 国際情報サロンの運用	民間団体等に貸出など、多様な活用を検討・実施
	(オ) 海外渡航支援	県民の海外渡航等に関する情報の提供

4 協会の基盤整備

(1) 組織

当協会の事務局は、常務理事が兼務する事務局長のもと、本部は10名（うち、嘱託相談員3名、契約職員2名）、彦根事務所は3名（うち、契約職員1名、臨時職員1名）で構成するほか、独立行政法人国際協力機構（JICA）の国際協力推進員1名が駐在している。

このように限られた人的資源であることから、マンパワーを重点的な施策・事業に投入することにより、一層効率的な運営に努める。今後の事業実施に際しては、市町国際交流協会での事業内容を十分把握し、お互いの役割分担を意識しながら、各種団体の活動への支援を中心に、広域的、専門的な事業に絞り込むよう努める。

また、これまでも、当協会の将来を担う職員の人材育成には努めてきたところであるが、今後とも、各種団体が開催する専門研修や滋賀県政策研修センターの研修に積極的に参加させることにより育成を図る。

さらに、彦根事務所は、ミシガン州立大学連合日本センターの管理運営だけでなく、県東北部の国際交流・国際協力等の拠点としての役割も果たしていく。

(2) 会員・財政

当協会の主な収入源のひとつに基本財産運用収入があるが、近年の超低金利状態の長期化により、協会運営に大きな支障が生じている。また、県からの補助金や委託料は、行財政改革が進行する中、増額を期待することは難しい。

今後は、ホームページ・SNS やマスコミ等の媒体をうまく活用して、当協会および実施事業をより広く県民の方々や企業・団体に広報することで認知度を高める。その上で、公益財団法人である当協会事業の社会的意義や会員特典等を積極的に周知することで、より多くの会員獲得を目指す。特に、県民向けの各種事業の実施に際しては、当協会事業等について理解していただける良い機会と捉え、必ず会員募集の案内を行っていく。また、誰でも気軽に会員加入ができるよう、ホームページの活用等による手続の簡便化について検討を行う。

さらに、当協会が、税制上、寄付金控除や損金算入ができる優遇措置のある公益財団法人であることから、引き続き、この有利性も活かして個人や企業から広く会員加入や寄付金を募る。

また、事業の企画・実施に当たっては、外部資金の導入を図るため、各種団

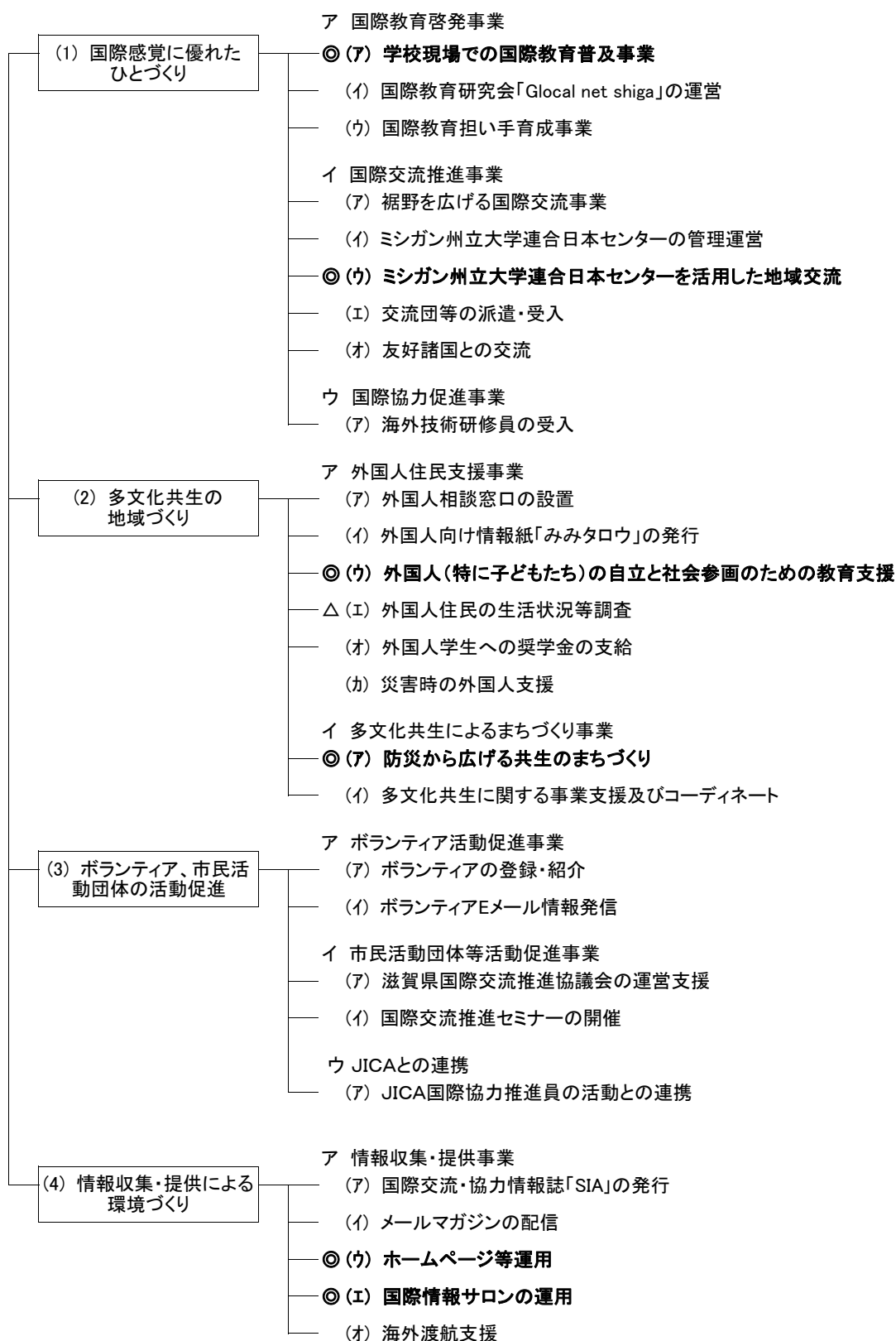
体からの助成金の確保に努めるとともに、他の団体や企業との協働による事業展開も進めていく。

なお、当協会としては財政面での自立性の観点から年度計画において目標とする自主財源率を設定することとする。

- ※¹ グローバル化（1頁）
資本や人などの国境を越えた移動が活発化し、社会的、文化的、経済的に世界との結びつきが深まること [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※² 外国人登録者数（1頁）
法務省保管の外国人登録記録に基づき集計された外国人登録者数で、法務省が公表する在留外国人統計の数値 [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※³ 外国人人口（1頁）
2011年12月末時点までは外国人登録者数、2012年12月末時点からは住民基本台帳記載人口
- ※⁴ 技能実習生（2頁）
技能実習制度に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得すること [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※⁵ 永住者（2頁）
法務大臣が永住を認める者 [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※⁶ ユニバーサルデザイン（4頁）
年齢や性別、文化や言語、能力などの違いにかかわらず、すべての人が暮らしやすいように、まちやもの、環境、サービスなどをつくっていかうとする考え方のこと [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※⁷ グローバル人材（5頁）
語学力やコミュニケーション能力、異文化に対する理解力などを有し、グローバル化する社会の中で活躍できる人材 [滋賀県多文化共生推進プラン(改定版)より]
- ※⁸ 超高齢社会（5頁）
高齢化率が21%を超えた社会 [世界保健機構(WHO)、国連による定義]
(高齢化率が7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」という)
- ※⁹ 自助（5頁）
状況にあわせて適切な避難行動を行う等自分自身の命や身の安全を守ること [内閣府ホームページ防災情報のページより]
- ※¹⁰ 共助（5頁）
隣近所で協力して要配慮者の避難誘導を行う等、地域コミュニティで相互に助け合いを行うこと [内閣府ホームページ防災情報のページより]
- ※¹¹ 外国にルーツをもつ子どもたち（6頁）
外国籍を有する子どもや、親のどちらかが外国籍である日本国籍の子どもなど

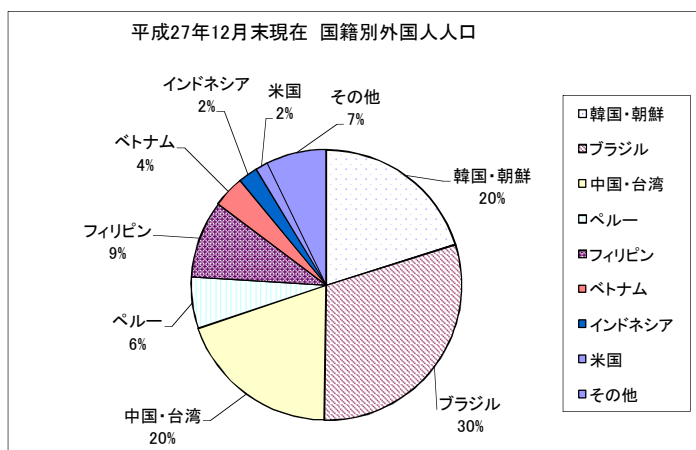
公益財団法人滋賀県国際協会 第2期中期計画 事業体系図

◎……重点拡充事業 △……縮小事業



滋賀県における国籍別外国人人口

公益財団法人滋賀県国際協会 作成



国籍	人口数
韓国・朝鮮	4,802 人
ブラジル	7,173 人
中国・台湾	4,661 人
ペルー	1,468 人
フィリピン	2,204 人
ベトナム	913 人
インドネシア	539 人
米国	363 人
その他	1,710 人
合計	23,833 人

*国籍数等: 88ヶ国1地域

滋賀県における大学別外国人留学生数の推移等

	1989	1993	1998	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	平成元年	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
合計	49	107	378	827	974	996	1075	1052	1172	1233	1285	1317	1323	1239	1276	845
滋賀医科大学	11	19	20	16	14	15	13	11	9	7	10	12	16	23	22	30
滋賀大学(教育)	15	33	36	46	47	28	28	37	37	209	228	217	191	167	160	160
滋賀大学(経済)	21	42	41	112	117	124	127	129	129	* 2009年より学部併せて集計						
滋賀県立短期大学	1	1														
滋賀県立大学			3	30	41	61	76	84	89	86	105	100	106	81	94	93
龍谷大学		6	87	219	234	243	228	231	222	213	200	214	231	240	225	43
立命館大学			182	332	425	414	486	471	598	612	639	652	646	620	666	403
成安造形大学			1	8				4	5	11	14	19	17	25	23	27
滋賀短期大学		1	2	4	8	9	7	4	4	5	5	5	6	3	3	3
滋賀文教短期大学							1	1	2	3	3	6	6	8	12	6
聖泉大学			2	1	61	64	69	61	41	33	51	47	56	53	27	49
びわこ学院大学			1					0	0	0	0	1	3	6	6	4
長浜バイオ大学				6	23	33	44	38	38	33	28	35	39	40	32	24
びわこ成蹊スポーツ大学				1	1			0	0	0	1	2	1	1	2	3

* 滋賀県国際協会調べ

滋賀県における姉妹友好提携状況

県・市町名	提携州省・都市名	年月日
滋賀県	ミシガン州(アメリカ)	S43年11月14日
	リオ・グランデ・ド・スール州(ブラジル)	S55年 5月 5日
	湖南省(中国)	S58年 3月25日
大津市	ランシング市(アメリカ・ミシガン州)	S44年10月 1日
	インターラーケン市(スイス・ベルン州)	S53年10月 1日
	ヴェルツブルク市(ドイツ・バイエルン州)	S54年 2月13日
	牡丹江市(中国・黒竜江省)	S59年12月 3日
	亀尾市(クミ)(韓国・慶尚北道)	H 2年 4月12日
彦根市	アナーバー市(アメリカ・ミシガン州)	S44年 3月28日
	湘潭市(中国・湖南省)	H 3年11月 1日
長浜市	アウグスブルク市(ドイツ・バイエルン州)	S34年 4月11日
	ヴェローナ市(イタリア・ヴェネット州)	H 4年 7月30日
近江八幡市	グランドラピッズ市(アメリカ・ミシガン州)	S61年 8月 4日
	密陽市(ミリヤン)(韓国・慶尚南道)	H 6年12月 1日
	レブンワース市(アメリカ・カンザス州)	H 9年 2月 1日
	マントヴァ市(イタリア・ロンバルディア州)	H17年2月20日
東近江市	マーケット市(アメリカ・ミシガン州)	S54年 8月13日
	常德市(中国・湖南省)	H 6年 8月15日
	レトビック市(スウェーデン・ダーラナ県)	H 6年11月 1日
	場岩面(チャンアンミョン)(韓国・忠清南道)	H 4年11月 2日
	テーパー町(カナダ・アルバータ州)	S56年 3月27日
草津市	ポンティアック市(アメリカ・ミシガン州)	S53年 8月 1日
	上海市徐匯区(中国)	H 3年 5月21日
守山市	カウアイ郡(アメリカ・ハワイ州)	S50年 1月31日
	エイドリアン市(アメリカ・ミシガン州)	H 1年 8月 3日
	公州市(コンジュ)(韓国・忠清南道)	H 3年 8月 5日
栗東市	パーミンハム市(アメリカ・ミシガン州)	S51年 4月12日
	衡陽市(中国・湖南省)	H 4年10月 7日
甲賀市	トラバース シティー市(アメリカ・ミシガン州)	H17年11月19日
	マーシャル市(アメリカ・ミシガン州)	H17年11月19日
	デウィット市・デウィットチャーター タウンシップ(アメリカ・ミシガン州)	H17年11月19日
	利川市(韓国・京畿道)	H17年11月19日
野洲市	クリントンタウンシップ(アメリカ・ミシガン州)	H 5年 8月 2日
高島市	ペトスキー市(アメリカ・ミシガン州)	S51年 8月 2日
日野町	エンブ市(ブラジル・サンパウロ州)	S59年 5月 2日
	恩山面(ウンザンミョン)(韓国・忠清南道)	H 2年 5月16日
竜王町	スーセー・マリー市(アメリカ・ミシガン州)	S49年 9月 9日
愛荘町	ウェストベンド市(アメリカ・ウイスコンシン州)	H10年 8月14日
合計	県および11市3町	

平成27年11月現在

滋賀県側：県および11市3町

姉妹提携側：3州省および36都市(9カ国)

アメリカ	1州	16都市
中国	1省	5都市
韓国		6都市
ブラジル	1州	1都市
ドイツ		2都市
スイス		1都市
イタリア		2都市
スウェーデン		1都市
カナダ		1都市